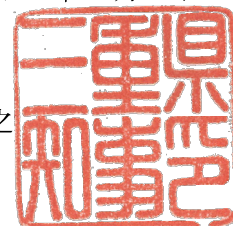


＜使用した調査票＞

各事業者 様

三重県知事 一見 勝之



三重県産業廃棄物実態調査の実施について（依頼）

平素は三重県の廃棄物行政の推進にご理解、ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

本県では、令和元年度、事業者の皆様のご協力のもと産業廃棄物実態調査を実施し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき三重県循環型社会形成推進計画を策定し、循環型社会の実現をめざした廃棄物施策等について取組を進めているところです。

今般、その後の社会情勢の変化や、産業廃棄物を取り巻く現状を踏まえ、次期計画を策定する必要があることから、産業廃棄物に関する実態調査を実施いたします。つきましては、ご多忙の折恐縮ではございますが、本調査の趣旨をご理解いただき、調査にご協力いただきますようお願いいたします。

ご回答いただいた内容を元に作成する集計結果において、企業名等が特定される形で公表されることはありません。また、集計結果を次期計画策定の資料として活用するとともに、個人情報については適切に取り扱います。

なお、本調査は、帝人エコ・サイエンス株式会社茨木事業所に委託しております。お問い合わせやご回答については、下記によりご対応のほど、よろしくお願いいたします。

記

1. 調査内容

貴事業所における令和5年度の産業廃棄物発生・処理状況の実態調査及び意識調査

2. 回答期間

令和6年10月18日（金）まで

3. 回答方法

下記のいずれかの方法によりご回答ください。

（1）専用WEBサイトによる直接入力

URL : <https://www17.webcas.net/form/pub/teijin-eco/sanpai01>

（2）電子メールにて調査票の回答を添付送信

調査票ダウンロードURL : https://www.teijin-eco.jp/product/consultant/mie_sanpai.html

送付先アドレス : sanpai@teijin.co.jp

帝人エコサイエンス 三重県

検索

（3）郵送にて調査票の回答を送付

調査票に直接記入いただき、同封しております返信用封筒にてご返送ください。

（調査票も同封しておりますが、様式は上記URLからダウンロードすることも可能です）

4. 調査に関する問い合わせ

（1）記載方法の説明動画

URL : https://www.teijin-eco.jp/product/consultant/mie_sanpai.html

（2）電話による問い合わせ

帝人エコ・サイエンス株式会社 三重県産業廃棄物実態調査担当

TEL（フリーダイヤル）：0120-296-425

調査主体：三重県環境生活部環境共生局

資源循環推進課

委託機関：帝人エコ・サイエンス株式会社

三重県産業廃棄物実態調査担当

別紙「調査票の記入要領・記入例」を参考にして、
本票裏面の「調査票【その2】」に貴事業所から発生した廃棄物等の状況について記入してください。

産業廃棄物実態調査票【その1】

三重県

調査票番号

1. 本調査の対象期間は令和5年度（令和5年4月1日～令和6年3月31日）の1年間です。
なお、質問によっては、別の期間を指定する場合があります。

2. 本調査は事業所単位で行いますので、調査票が送付された事業所に關して以下の質問にお答えください。

3. 産業廃棄物等（事業所で不要となり、有償で取引されたものを含む）が調査の対象期間中に何も発生しなかった場合は、本調査票【その1】の「事業所の概要」、「事業の概要」欄をご回答いただき、「廃棄物等発生の有無」欄を「2. 発生しなかった」に○を付けてご返送ください。

4. 本調査における汚泥の発生量は、脱水機投入前の濃縮汚泥の量を記入してください。

5. 別紙「調査票の記入要領・記入例」を参考にしてください。

事業所の概要	事業所名	〒 -				
	所在地					
	業種		主 業 務 内 容			
	ふりがな					
	記入者氏名					

事業の概要	従業員数	製造品出荷額等									
	事業所の令和6年3月31日現在の従業員数（パート等の臨時職員及び役員等を含む）を記入してください。	令和5年4月1日から令和6年3月31日までの1年間の製造品出荷額等(消費税含む)を記入してください。									
		千 人	百 人	十 人	億 人	億 人	億 人	億 人	億 人	億 人	億 人

発生廃棄物等無	令和5年度の1年間に産業廃棄物等（事業所で不要となり、有償で取引されたものを含む）は発生しましたか。該当する番号に○を付けてください。	
	1. 発生した	2. 発生しなかった

産業廃棄物等が発生していない事業所に対するアンケートはここまでです。このままご返送ください。

別紙「調査票の記入要領・記入例」を参考にして、本票裏面の「調査票【その2】」に産業廃棄物から発生した産業廃棄物の状況について記入してください。
なお、この調査では産業廃棄物の発生から中間処理、さらに最終処分（埋立処分あるいは再生利用）されるまでの一連の流れを把握するため、以下の項目についてお尋ねしています。

○事業所で不要となったものを「売却」している場合（産業廃棄物等に該当しない場合もありますが、調査の対象としています。）

○事業所内もしくは処理業者・廃品回収業者などで再生利用（リサイクル）している場合

○処理業者に焼却や破砕などの中間処理を委託している場合

○事業所内で何らかの処理を行い、自社処分している場合

○事業所内で何らかの処理を行い、処理業者に処理を委託している場合

三重県産業廃棄物実態調査について

1. 調査の目的

令和5年度における三重県内の産業廃棄物の発生、処理状況等の実態を調査し、併せて将来の予測を行うことにより、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の5の規定に基づく廃棄物処理計画策定のための基礎資料を得ることを目的としています。

2. 調査の方法

本調査は、県内の産業廃棄物の発生、処理状況等を業種別、種類別、地域別等に詳細に解析し産業廃棄物の現状を把握するため、郵送によるアンケート調査等により実施します。

3. 調査対象期間

本調査の対象となる期間は、令和5年度(令和5年4月1日から令和6年3月31日までの一年間)です。従って、この期間中に発生した廃棄物等の状況について記入してください。

4. 対象産業廃棄物

別添の「医薬物分類番号表」に示す医薬物を対象とします。ただし、本調査では通常の産業廃棄物の他に、自社内で再生利用したものや他者に売却した物も対象となりますので併せて記入してください。

5. 調査票の構成

本調査は以下の調査票および参考票から構成されています。

- ◇三重県産業廃棄物実態調査について（本票）
- ◇調査票【その１】【その２】実態調査票
- ◇調査票【その３】意識調査票
- ◇廃棄物分類番号表

調査票の様式(Excelデータ)は、下記アドレスよりダウンロードできますので御活用ください。

帝人エコ・サイエンス株式会社ホームページアドレス

URL : https://www.teijin-eco.jp/product/consultant/mie_sanpai.html

検 査
帝人エコサイエンス 三重県

6. 記入方法

本票の「調査票の記入要領・記入例」を参考に記入して下さい。
電子マネーニュース「電子マネーニュース」を利用して処理委託をした廃棄物については、【その2】の記入の必要はありません。
また、記入するかわりに「産業廃棄物管理票交付等状況報告書」のコピーを添付していただいても構いません。
不要となったものを「売却」している場合、廃棄物等に該当しない場合もありますが、調査の対象としていますので、【その2】の記入をお願いします。

7. 提出方法

ご記入いただきました調査票は、同封の返信用封筒に入れて、**令和6年10月18日(金)**までにご返送をお願いします。(切手は不要です。)

なお、ホームページより調査票をダウンロードされた方は、メールでの提出も受け付けております。

提出先メールアドレス : sanpai@tei.jin.co.jp

8. その他

ご提出いただいた記入内容について、お問合せする場合もありますので、調査票の控えを取っておいていただきますようお願いいたします。

※秘密の保持について

本調査における内容については、目的以外に使用せず、個々のデータについては、秘密を遵守します。

記入方法に関するお問合せは、本調査業務を三重県から受託している帝人エコ・サイエンス㈱までお願いします。
 フリーダイヤル：0120-296-425 e-mail: sanpai@teijin.co.jp

＜調査票の記入要領・記入例＞

※この資料には、調査票の具体的な記入例が記載してあります。

※お手数ですが、この「記入例」を参考にして調査票にご記入の上、同封の返信用封筒（切手不要）にて、ご返送くださいますようお願いいたします。

※電子マネーを利用して処理委託をした廃棄物については、【その2】の記入の必要はありません。
また、記入するかわりに産業廃棄物管理票交付等状況報告書のコピーを添付していただいても構いません。

※ 不要となったものを「売却」している場合、廃棄物等に該当しない場合もありますが、調査の対象として
いますので、【その2】の記入をお願いします。

※ご提出いただいた調査票の記入内容について、電話等により確認させていただく場合もありますので、必ず調査票の控えを取っておいていただきますようお願いいたします。

※ E-mailで回答される場合は、sanpai@teijin.co.jpへ送信くださいますよう、お願いいたします。

調査票（その1）の記入要領・記入

の部分が、記入箇所です。記入例を参考にして調査票【その1】に記入してください。

事業所の概要	事業所名	(株)△△△三重工場		
	所在地	〒××××-××××× 三重県○○市△△町□□番地		
	業種	電気機械器具製造業	主たる業務内容	△△の製造
	5075	みえ たらう		〇〇部〇〇課
	記入者氏名	三重 太郎 電話番号 〇〇〇—〇〇〇—〇〇〇〇		

事業の概要		従業員数	製造品出荷額等
貴事業所の令和6年3月31日現在の 従業員数（パート等の臨時職員 及び役員等を含む）を記入してく ださい。		80人	令和5年4月1日から令和6年3月31日までの1年間の 製造品出荷額等（消費税込）を記入してください。 千億円 十億円 千百万円 十万円 万円 円 100000

令和5年度の1年間に産業廃棄物等（事業所で不要となり、有償で取り扱ったものを含む）は発生しましたか。該当する番号に○を付けてください。

発生した産業廃棄物等無	発生した	発生しなかった
-------------	------	---------

「製造品出荷額等」の記入について

1. 製造業の場合のみ記入してください。
2. 製造品出荷額等とは、「製造品出荷額、加工費収入額、修理料収入額」等の合計であって、1年間の額です。
(不明な場合は、売上高をご記入ください。)
3. ただし、調査票が送付された事業所の内容が、「本社事務のみ、事務所、営業所、配送センター及び販売所」等であって、実際に製造、加工及び修理等を行っていない場合は「〇(ゼロ)」を記入してください。

＜調査票の記入要領・記入例＞

●この調査の対象期間は、令和5年度（令和5年4月1日～令和6年3月31日）の1年間です。この期間中の医薬物の発生と処理・処分の状況を質問①～④までの流れに従って記入してください。

- 発生量について
- 発生した廃棄物の「名称」と「発生量」の回答欄には、「焼却」、「防水」等の処理を行う前の「名称」と「発生量」をお答えください。

汚泥の発生量は、脱水、乾燥等の中間処理を行つた前の量であり、脱水機等へ投入された1年間の量が「③年間発生量」となります。なお、脱水前の重量を把握していない場合は、下記の式より計算してください。

[illegible]

●ただし、以下のものについては、中間処理後のものを発生量としてお答えください。

「吾を別に」と思ひ、「油小刀離ぬ」に
 王重子（きんちゆう）と名づくる

○ドラム缶の本数で把握されている場合は、1本=180kg(200リットル)

●廃タイヤについて、本数で把握されている場合は、

太字の部分、記入事例箇所を示しています。記入例を参考にして調査票(その2)を記入してください。

微量又は液状廃棄物を焼却し、焼却灰が1kg未満の
「0(ゼロ)」を記入し、単位はkgに○を付けてください。

微量又は液状廃棄物を焼却し、焼却灰が1kg未満の
「0(ゼロ)」を記入し、単位はkgに○を付けてください。

[illegible]

記入例:A

- 記入例：C**
- 排水処理汚泥が発生し、**自身の施設で脱水、焼却乾燥**を行っている。排水処理の残渣が10%（含水率85%）であった。
 - 排水処理の量は、計算上での正値であるため計算（上記「発生量」に水の含水率が97%であるため計算（上記「発生量」について参照）する。50%程度となる。
- 《計算式》 $10\% \times (100 - 85) \div (100 - 97) = 50\%$
- 排水処理の汚泥は、●市での△△事業に処理を委託し、そこで埋立処分された。

- ・ プラスチックごみが年間15%発生した。
- ・ このうち10%を●市にあるx x 商店に売却した。
- ・ 残りの5%を豪島県▲市にある○○物産に売却した。
- ・ 売却したプラスチックごみは、プラスチック原料と燃料として再利用されている。

- ・月平均で一斗缶5本分の機械油が発生した。
- ・重量換算すると年間に972kgとなる
(10.2kg×5本×12ヶ月、上記「発生量について」参照)。
- ・これらは、すべて〇〇市の処理業者㈱△▽にて処理を委託した。
- ・㈱△▽では、油水分離後、燃料として再利用された。

- ・ 鹿タイヤが年間400.5kg発生した。
- ・ これらは、すべて納入業者である△△市の■タイヤ販売に渡した。
- ・ ■タイヤ販売では再生タイヤとして利用している。

- ・ ガラス研磨汚泥が年間10t発生し、それらはすべて×▼町の燐×▲に処理を委託した。
- ・ 燐×▲では、中和及び湿練処理した後、埋立処分されている。

感染性産業廃棄物が年間1200リットル発生した。
これらは、すべて▼▼市の□×(株)に処理を委託した。
□×(株)では、焼却処理後、埋立処分された。

- 記入対象は、事業活動によって発生する産業廃棄物、有償あるいは無償で引渡している副産物です。

- 電子マニフェストとマニフェスト伝票を併用している場合は、マニフェスト伝票(紙マニフェスト)について①～⑩まで記入してください。もしくは、記入するかわりに「産業廃棄物管理票交付状等状況報告書」の空のコピーを添付していただいても構いません。

④中間処理方法コード表	⑤委託中間処理方法コード表	⑥処理・処分方法コード表	⑦資源化用途コード表
A : 焼却 B : 焼水 C : 天日乾燥 D : 機械乾燥 E : 油水分離 F : 中和 G : 磁気 H : 分級 I : 圧縮 J : 溶融 K : 切断 L : 切断 M : 炭素化（発酵） N : 炭素化（発酵） O : 炭素化（発酵） P : 炭素化（発酵） Q : 炭素化（発酵） R : 炭素化（発酵） S : 炭素化（発酵） T : 炭素化（発酵） U : 炭素化（発酵） V : 炭素化（発酵） W : 炭素化（発酵） X : 炭素化（発酵） Y : 炭素化（発酵） Z : その他	A : 焼却 B : 焼水 C : 天日乾燥 D : 機械乾燥 E : 油水分離 F : 中和 G : 磁気 H : 分級 I : 圧縮 J : 溶融 K : 切断 L : 切断 M : 炭素化（発酵） N : 炭素化（発酵） O : 炭素化（発酵） P : 炭素化（発酵） Q : 炭素化（発酵） R : 炭素化（発酵） S : 炭素化（発酵） T : 炭素化（発酵） U : 炭素化（発酵） V : 炭素化（発酵） W : 炭素化（発酵） X : 炭素化（発酵） Y : 炭素化（発酵） Z : その他	<自己処理> V1 : 自社（または自社工場）で再利用した。 V2 : 売却できないものを自社で再利用した。 W1 : 売却（利益があった）した。 Z1 : 自社で保管している。 Q1 : 自社（または自社工場）の処分場で埋立処分した。 <廃棄物処理業者等へ委託処理> U1 : 処理業者へ中間処理を委託した。 （資源化に「リサイクル」を要す） X1 : 焼却回収（炭素化、発酵、あるいは焼入発酵、炭素化集等で reuse 処理）した。 S1 : 処理業者の処分場へ中間処理をせず、最終埋立処理した。 T1 : 処理業者で直接埋立投入した。 <市内へ委託処理> R1 : 処理業者の処分場へ中間処理を委託して、 R5 : 処理業者の処分場へ中間処理を委託して、 （ごみ収集を要す） R6 : 市内の清掃工場でリサイクルした。 <その他> Z9 : その他	10 : 鉄鋼原料 20 : 鉄鋼用原料 30 : 燃料 31 : 木炭 4 : 機械乾燥 41 : 肥料 42 : 肥料 50 : 土壌改良材 51 : 再生木材・紙質 60 : ハルマ・紙質原料 70 : ガラス原料 80 : プラスチック原料 81 : 再生紙 90 : セメント原料 92 : 再生油・再生燃料 93 : 再生油・再生燃料 94 : 再生油・再生燃料 95 : 再生油・再生燃料 96 : その他 97 : その他 98 : その他

廃棄物を委託している場合で、委託後の具体的な処理・処分を把握していない場合は、委託先へ確認して記入してください。また、不定期の回収業務等で、住所などの詳細が不明な場合は、分かる範囲で記入してください。

廃棄物を委託している場合で、委託後の具体的な処理・処分を把握していない場合は、委託先へ確認して記入してください。また、不定期の回収業務等で、住所などの詳細が不明な場合は、分かる範囲で記入してください。

⑥ 処理、処分の方法		⑤ 処理、処分先又は再生利用先の名称		④ 処理、処分先又は再生利用先の所在地		③ の方法番号 1 次 2 次 3 次 処理 処理 処理		② 処理方法		① 資源化用途		⑦ 委託での資源化	
⑥ 処理、処分の方法		⑤ 処理、処分先又は再生利用先の名称		④ 処理、処分先又は再生利用先の所在地		③ の方法番号 1 次 2 次 3 次 処理 処理 処理		② 処理方法		① 資源化用途		⑦ 委託での資源化	
U1	電子マニフェストを利用								1・2				
S1	△△建業								1・2				
W1	××商店								1・2				80
W1	○○(株)								1・2				30
U1	㈱×▼								1・2				30
X1	■タイ&販売								1・2				81
U1	㈱×▲								1・2				
U1	□×(株)								1・2				

ここでは、中間処理、再生利用や売却した先の名称を記入してください。委託した廃棄物が中間処理後に埋立処分されている場合は、中間処理業者の名称を記入してください。

産業廃棄物実態調査票【その1】

具重三

叶 稚 隰 植 區

三重県産業廃棄物実態調査について

1. 調査の目的

令和5年度における三重県内の産業廃棄物の発生、処理状況等の実態を調査し、併せて将来の予測を行うことにより、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の5の規定に基づく廃棄物処理計画策定のための基礎資料を得ることを目的としています。

2. 調査の方法

本調査は、県内の産業廃棄物の発生、処理状況等を業種別、種類別、地域別等に詳細に解析し産業廃棄物の現状を把握するため、郵送によるアンケート調査等により実施します。

3. 調査対象期間

本調査の対象となる期間は、令和5年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日までの一年間）です。従って、この期間中に発生した廃棄物等の状況について記入してください。

4. 対象産業廃棄物

別添の「廃棄物分類番号表」に示す廃棄物を対象とします。ただし、本調査では通常の産業廃棄物の他に、**自社内で発生利用したものや他者に売却した物も対象**となりますので併せて記入してください。

5. 調査票の構成

本調査は以下の調査票および参考票から構成されています。

- ◇ 三重県産業廃棄物実態調査について（本票）：1部
- ◆ 調査票【その1】【その2】実態調査票：1部
- ◆ 調査票【その3】意識調査票：1部
- ◇ 廃棄物分類番号表：1部

調査票の様式（EXCELデータ）は、下記アドレスよりダウンロードできますので御活用ください。

帝人エコ・サイエンス株式会社ホームページアドレス

URL： https://www.teijin-eco.jp/product/consultant/mie_sanpai.html

帝人エコサイエンス 三重県

検索

6. 記入方法

本票の「調査票の記入要領・記入例」を参考にして記入してください。
【電子マニフェスト】を利用して処理委託をした廃棄物については、【その2】の記入の必要はありません。また、記入するかわりに「**産業廃棄物管理票交付等状況報告書**」のコピーを添付していただいても構いません。なお、不要となったものを**売却**している場合、廃棄物等に該当しない場合もありますが、調査の対象としていますので、【その2】の記入をお願いします。

7. 提出方法

ご記入いただきました調査票は、同封の返信用封筒に入れて、**令和6年10月18日（金）**までにご返送をお願いします。（切手は不要です。）
なお、ホームページより調査票をダウンロードされた方は、メールでの提出も受け付けております。
提出先メールアドレス： sanpai@teijin.co.jp

8. その他

ご提出いただいた記入内容について、お問合せする場合がありますので、調査票の控えを取っていただきますようお願いいたします。

※ 秘密の保持について

本調査における内容については、**目的以外に使用せず、個々のデータについては、秘密を遵守**します。

記入方法に関するお問合せは、**本調査業務**を三重県から受託している**帝人エコ・サイエンス**様までお願いします。

フリーダイヤル：0120-296-425 e-mail： sanpai@teijin.co.jp

＜調査票の記入要領・記入例＞

※ この資料には、調査票の具体的な記入例が記載してあります。

※ お手数ですが、この「記入例」を参考にして調査票にご記入の上、同封の返信用封筒（切手不要）にて、ご返送くださいますようお願いいたします。

※ **電子マニフェスト**を利用して処理委託をした廃棄物については、【その2】の記入の必要はありません。また、記入するかわりに**産業廃棄物管理票交付等状況報告書**のコピーを添付していただいても構いません。

※ 不要となったものを**売却**している場合、廃棄物等に該当しない場合もありますが、調査の対象としていますので、【その2】の記入をお願いします。

※ ご提出いただいた調査票の記入内容について、電話等により確認させていただく場合もありますので、**必ず調査票の控えを取っておいていただきますようお願いいたします。**

※ E-mailで回答される場合は、 sanpai@teijin.co.jp へ送信くださいますよう、お願いいたします。

調査票（その1）の記入要領・記入

の部分が、記入箇所です。記入例を参考にして調査票【その1】に記入してください。

事業所名	△△△病院		
所在地	T x x x - x x x x x 三重県〇〇市△△町□□番地		
業種	医療・福祉業	主診療科目	内科
ふりがな	みえ たろう	部・課名	〇〇部〇〇課
記入者氏名	三重 太郎	電話番号	〇〇〇—〇〇〇—〇〇〇〇

従業員数	病床数（病院のみ記入）
貴事業所の令和6年3月31日現在の従業員数（パート等の臨時職員及び役員等を含む）を記入してください。	貴事業所（病院）の令和6年3月31日現在の病床数を記入してください。
60人	100床

発生廃棄物の有等無	令和5年度の1年間に産業廃棄物等（事業所で不要となり、有償で取引されたものを含む）は発生しましたか。該当する番号に○を付けてください。
① 発生した	2. 発生しなかった

産業廃棄物等が発生していない事業所に対するアンケートはこまです。このままご返送ください。

「病床数」の記入について
病院の場合のみ記入してください。

記入について

- 記入対象は、事業活動によって発生する産業廃棄物、有償あるいは無償で引渡している副産物です。

問答集

質問①～⑪までの流れに従って記入してください。

調査対象とする事業所と廃棄物

- この調査では、調査票が送付された事業所内で発生した副産物（産業廃棄物、有害・無害引渡物）だけが記入の対象となります。
- 廃棄物がどのように分類されているかを示すために、別紙に「廃棄物分類番号表」を掲げてありますので参考にしてください。

発生量について

- 発生した廃棄物の「名称」と「発生量」の回答欄には、「焼却」、「脱水」等の処理を行う前の「名称」と「発生量」をお答えください。

○自社で脱水している場合は脱水前のものです。（記入例Eを参考にしてください）

汚泥の汚土量は、脱水、乾燥等の中間処理を行つた量の重であり、脱水機等に投入された1年間の量が「3年間汚土量」となり9.。なお、脱水機からの

<式>: (脱水前の汚泥発生量) = (脱水後の汚泥量) × (100% - 脱水後の含水率%) ÷ (100% - 脱水前の含水率%)

○自社で焼却している場合、発生した廃棄物とは焼却

なくす、紙くす、焼プラスチック等を焼却している場合は、「③年間発生量」は、焼却回数の量です。従って「廃棄物の名称」、「②分類番号」は、必ず、紙くす、焼プラスチック等となります。なお、焼却後の灰の量が「⑤中間処理後量」となります。

- ただし、以下のものについては、中間処理後のものを発生量としてお考えください。
- 試験、廃アルカリを公共水質（河川、公共下水道等）へ放流するために中和処理した場合。 → 中和処理後の「汚泥」を発生量とします。
 - 含油排水を油水分離し、油を回収し、水質汚濁防止法（昭和56年法律第44号）第24条第1項第2号に該当する排水として処理した場合。 → 排水分離後の「汚泥」と「油でけり」等を個別にそれぞれ1行ずつ、発生量とします。

●廃油（機械油など）について

○ドラム缶の本数で把握されている場合は、1本=180kg(200リットル)

U=斗田の本数に把握されている場所は、1本=10.ZKG (10リットル) として換算してください。

●廃タイヤについて、本数で把握されている場合は、

○大型車用：40kg/本

() 問題用紙 : K / 第 4 / 〇〇 頁

調査票(その2)の記入例

太字の部分、記入事例箇所を示しています。記入例を参考にして調査票(その2)を記入してください。

該当する単位に、必ず〇をつけてください。
該当する単位がない場合は数字の後に記入してください。

別紙の「廃棄物分類番号表」を参照してください。

微量又は液状廃棄物を焼却し、焼却灰が1kg未満の場合は、「0(ゼロ)」を記入し、単位はkgに○を付けてください。

区分 P2行	①廃棄物の名称	②分類番号					③年間発生量					④処理方法					⑤中間処理施設					単位
		百	十	万	千	百	十	一	単位	小破品以下	1次処理	2次処理	3次処理	百	十	万	千	百	十	一	単位	
記入例：A	電子マニフェストを利用	7 3 0 0					3 0 0															kg t m ³ t
記入例：B	感染性廃棄物	7 3 0 0					1 0 0															kg t m ³ t
記入例：C	感染性廃棄物	0 4 0 1					4 0 0															kg t m ³ t
記入例：D	写真定着廃液	0 5 0 1					3 0 0															kg t m ³ t
記入例：E	廃プラスチック類 (非感染性のもの)	0 6 0 0					1										A					kg t m ³ t
記入例：F	ガラスくず (非感染性のもの)	1 3 1 0					2															kg t m ³ t

①例廃棄物の名称
 ②分類番号
 ③年間発生量
 ④処理方法
 ⑤中間処理施設
 単位

自社で発生した廃棄物等の発生量
 自社で中間処理を行わず、すべて電子マニフェストを利用して処理委託している場合は②～⑤の記入は必要ありません

自社での中間処理

ここでは、中間処理、再生利用や売却した先の名称を記入してください。委託した廃棄物が中間処理後に埋立処分されている場合は、中間処理業者の名称を記入してください。

記入例:A

- ・プラスチックの製品くずが年間230t発生し、自社では中間処理を行わず、すべて電子マニフェストを利用して処理を委託した。

記入例:日

- ・ 感染性廃棄物が年間300kg発生した。
- ・ 院内では処理せず、電子マネーエストを利用して処理を委託した。

記入例:C

- ・当病院では、感染性廃棄物が年間100kg発生した。
- ・院内では処理せず、株△△に収集運搬委託し、●×市の○○産業に焼却処理を委託した。

記入例:D

- 当病院ではレントゲン写真定義着廃液が年間400kg発生し、定期的に取りに来る○○町の○○産業に処理を委託している。
- ○産業では、中間処理後に鉛を回収している。
- レントゲン写真現像廃液も年間300kg発生し、同じ業者に処理を委託しており、業者では中間処理を行い、中間処理後の汚泥1kgを滋賀県の(株)▲▲に埋立処分(委託)している。

記入例:E

- ・ 当病院では非感染性の偽プラスチック類が年間で16発生した。
- ・ これを院内(津市)の焼却炉で焼却し、その灰(100kg程度)は滋賀県○○市にある△△産業に埋立処分を委託した。

記入例:F

- ・当病院では非感染性のガラスくずが年間2t発生した。
- ・院内での処理は行わず、奈良県の〇〇産業に埋立処分を委託した。
- ・業者では直接埋立処分している。

●電子マニフェストとマニフェスト伝票を併用している場合は、マニフェスト伝票（紙マニフェスト）について①～⑨まで記入してください。もしくは、記入するかわりに「産業廃棄物管理票交付等状況報告書」の控えのコピーを添付していただいても構いません。

④中間処理方法コード表	
A：焼却	＜自己処理＞
B：脱水	V1：自注（または自注他工程）で再利用した。
C：天日乾燥	V2：乾燥できないものを自注で再利用した。
D：機械乾燥	W1：灰渣（灰渣があった）した。
E：油水分離	Z1：自注で管理している。
F：中和	Q1：自注（または自注他工程）の処分場で処分し完了した。
G：凝分	
H：分岐	＜産業廃棄物の処理業者へ委託処理＞
I：圧縮	U1：処理業者が中間処理を完了した。
J：溶融	（資源化・リサイクルを意図）
K：切断	X1：焼却回収、業者、あるいは納入業者、関連企業等で再利用した。
L：剪断	S1：処理業者が処分場・中間処理をせず、最終処分処理した。
M：堆肥化	T1：処理業者で直接埋却投入した。
N：炭化	＜市町村へ委託処理＞
O：資源化	R1：市町村が同一施設・集積場等処分場で処理した。
P：資源型焼却	R5：（市町村が廃棄物工場で焼却場の中間処理を。）
Q：資源型焼却	R6：（ごみ焼却を意図）
R：選別	R6：市町村の焼却場でリサイクルした。
S：選別	＜その他＞
T：選別	Z9：その他
U：選別	
V：選別	
W：選別	
X：選別	
Y：選別	
Z：その他	

⑤委託中間処理方法コード表	
A：焼却	＜自己処理＞
B：脱水	V1：自注（または自注他工程）で再利用した。
C：天日乾燥	V2：乾燥できないものを自注で再利用した。
D：機械乾燥	W1：灰渣（灰渣があった）した。
E：油水分離	Z1：自注で管理している。
F：中和	Q1：自注（または自注他工程）の処分場で処分し完了した。
G：凝分	
H：分岐	＜産業廃棄物の処理業者へ委託処理＞
I：圧縮	U1：処理業者が中間処理を完了した。
J：溶融	（資源化・リサイクルを意図）
K：切断	X1：焼却回収、業者、あるいは納入業者、関連企業等で再利用した。
L：剪断	S1：処理業者が処分場・中間処理をせず、最終処分処理した。
M：堆肥化（発酵）	T1：処理業者で直接埋却投入した。
N：炭化	＜市町村へ委託処理＞
O：資源化	R1：市町村が同一施設・集積場等処分場で処理した。
P：資源型焼却	R5：（市町村が廃棄物工場で焼却場の中間処理を。）
Q：資源型焼却	R6：（ごみ焼却を意図）
R：選別	R6：市町村の焼却場でリサイクルした。
S：選別	＜その他＞
T：選別	Z9：その他
U：選別	
V：選別	
W：選別	
X：選別	
Y：選別	
Z：その他	

⑥資源化用途コード表	
10：鉄屑原料	
20：非鉄金属原料	
30：木材	
41：燃料	
42：肥料・肥地	
43：工業用溶剤	
50：再生木材・紙	
60：ハルツ・紙原料	
70：ガラス原料	
80：プラスチック原料	
81：再生タイヤ	
90：セメント原料	
91：再生油・再生溶剤	
92：中間処理業者が資源化	
93：資源化	
98：その他	

⑦資源化用途コード表	
10：鉄屑原料	
20：非鉄金属原料	
30：木材	
41：燃料	
42：肥料・肥地	
43：工業用溶剤	
50：再生木材・紙	
60：ハルツ・紙原料	
70：ガラス原料	
80：プラスチック原料	
81：再生タイヤ	
90：セメント原料	
91：再生油・再生溶剤	
92：中間処理業者が資源化	
93：資源化	
98：その他	

⑩処理後の処分方法

1. 再生利用・リサイクルしている。
2. 埋立処分している。

廃棄物を委託している場合で、委託後の具体的な処理・処分を把握していない場合は、委託先へ確認して記入してください。また、不定期の回収業者等で、住所などの詳細が不明な場合は、分かる範囲で記入してください。

[illegible]

ここでは、中間処理、再生利用や売却した先の名称を記入してください。委託した廃棄物が中間処理後に埋立処分されている場合は、中間処理業者の名称を記入してください。

産業廃棄物実態調査票【その1】

調査票番号

1. 本調査の対象期間は令和5年度（令和5年4月1日～令和6年3月31日）の1年間です。
なお、質問によっては、別の期間を指定する場合があります。

2. 本調査は事業所単位で行いますので、調査票が送付された事業所に關して以下の質問にお答えください。

3. 産業廃棄物等（事業所で不要となり、有償で取引されたものを含む）が調査の対象期間中に何も発生しなかった場合は、本調査票【その1】の「事業所の概要」、「事業の概要」欄をご回答いただき、「廃棄物等発生の有無」欄を「2. 発生しなかった」に○を付けてご返送ください。

4. 本調査における汚泥の発生量は、脱水機投入前の濃縮汚泥の量を記入してください。

5. 別紙「調査票の記入要領・記入例」を参考にしてください。

事業所の概要	事業所名			
	所在地	〒		
	業種		主業務内容	
	ふりがな			
	記入者氏名		部・課名	電話番号

事業の概要	従業員数										
	貴事業所の令和6年3月31日現在の従業員数（パート等の臨時職員及び役員等を含む）を記入してください。										
<table><tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td>人</td></tr></table>											人
					人						

発生廃棄物等無	令和5年度の1年間に産業廃棄物等（事業所で不要となり、有償で取引されたものを含む）は発生しましたか。該当する番号に○を付けてください。	2. 発生しなかった
	1. 発生した	

産業廃棄物等が発生していない事業所に対するアンケートはこまです。このままご返送ください。

別紙「調査票の記入要領・記入例」を参考にし、本票裏面の「調査票【その2】」に貴事業所から発生した廃棄物等の状況について記入してください。
なお、この調査では廃棄物等の発生から中間処理、さらに最終処分（埋立処分あるいは再生利用）されるまでの一連の流れを把握するため、以下の項目についてお尋ねしています。

○事業所で不要となったものを「売却」している場合（廃棄物等に該当しない場合もありますが、調査の対象としています。）
○事業所内もしくは処理業者・製品回収業者などで再生利用（リサイクル）している場合
○処理業者に燃却や破砕などの中間処理を委託している場合
○事業所内で何らかの処理を行い、自社処分している場合
○事業所内で何らかの処理を行い、処理業者に処理を委託している場合

三重県産業廃棄物実態調査について

1. 調査の目的

令和5年度における三重県内の産業廃棄物の発生、処理状況等の実態を調査し、併せて将来の予測を行うことにより、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の5の規定に基づく廃棄物処理計画策定のための基礎資料を得ることを目的としています。

2. 調査の方法

本調査は、県内の産業廃棄物の発生、処理状況等を業種別、種類別、地域別等に詳細に解析し産業廃棄物の現状を把握するため、郵送によるアンケート調査等により実施します。

3. 調査対象期間

本調査の対象となる期間は、令和5年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日までの一年間）です。従って、この期間中に発生した廃棄物等の状況について記入してください。

4. 対象産業廃棄物

別添の「廃棄物分類番号表」に示す廃棄物を対象とします。ただし、本調査では通常の産業廃棄物の他に、自社内で再生利用したものや他者に売却した物も対象となりますので併せて記入してください。

5. 調査票の構成

- ◆三重県産業廃棄物実態調査について（本票）
 ◆調査票【その１】【その２】実態調査票
 ◆調査票【その３】意識調査票
 ◆廃棄物分類番号表

調査票の様式(Excelデータ)は、下記アドレスよりダウンロードできますので御活用ください。

帝人エコ・サイエンス株式会社ホームペーシアドレス

URL : https://www.teijin-eco.jp/product/consultant/mie_sanpai.html

検索
帝人エコサイエンス 三重県

6. 記入方法

本票の「調査票の記入要領・記入例」を参考に記入して下さい。
「電子マニフェスト」を利用して処理委託をした廃棄物については、【その2】の記入の必要はありません。
 また、記入するかわかりに「産業廃棄物管理票交換状況報告書」のコピーを添付していただいても構いません。

7. 提出方法

ご記入いただきました調査票は、封封の返信用封筒に入れて、**令和6年10月18日(金)**までにご返送をお願いします。(切手は不要です。)

なお、ホームページより調査票をダウンロードされた方は、メールでの提出も受け付けております。

提出先メールアドレス : sanpai@tei.jin.co.jp

8. その他

ご提出いただいた記入内容について、お問合せする場合がありますので、調査票の控えを取っておいていただきますようお願いいたします。

※秘密の保持について

本調査における内容については、目的以外に使用せず、個々のデータについては、秘密を遵守します。

記入方法に関するお問合せは、本調査業務を三重県から受託している帝人エコ・サイエンス㈱までお願いします。

フリーダイヤル：0120-296-425 e-mail: sanpai@teijin.co.jp

＜調査票の記入要領・記入例＞

※この資料には、調査票の具体的な記入例が記載してあります。

※お手数ですが、この「記入例」を参考にして調査票にご記入の上、同封の返信用封筒（切手不要）にて、返送くださいますようお願いいたします。

※ 電子マニフェストを利用して処理委託をした廃棄物については、【その2】の記入の必要はありません。また、記入するかわりに産業廃棄物管理票交付等状況報告書のコピーを添付していただいても構いません。

※ 不要となったものを「売却」している場合、廃棄物等に該当しない場合もありますが、調査の対象としていますので、【その2】の記入をお願いします。

※ ご提出いただいた調査票の記入内容について、電話等により確認させていただく場合もありますので、必ず調査票の控えを取っておいていただきますようお願いいたします。

※ E-mailで回答される場合は、sanpai@tejijin.co.jpへ送信くださいますよう、お願いいたします。

調査票(その1)の記入要領・記入

の部分が、記入箇所です。記入例を参考にして調査票【その1】に記入してください。

事業所の概要	株△△△三重店 〒××××-××××× 三重県〇〇市△△町□□番地		
業種	自動車卸売業	主 体	△△の販売
ふりがな 記入者氏名	みえ たろう 三重 太郎	業務内容 部・課名	〇〇部〇〇課
		電話番号	〇〇〇 〇〇〇 〇 〇〇〇〇

事業の概要	従業員数	農事業所の令和6年3月31日現在の従業員数（パート等の臨時職員及び派遣等を含む）を記入してください。	<table border="1"> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>3</td><td>0</td> </tr> </table> 人																			3	0
								3	0														

発生原因の追跡	① 発生した	2. 発生しなかった
各月5年度の1年間に産業事故等（事業所で木更となり、有償で取引されたものを含む）は発生しましたが、該当する報告に○を付けてください。 産業事故等が発生していない事業所に対するアンケートはここからです。このままご返送ください。		

別紙「調査票の記入要領・記入例」について記入してください。

別冊「言論集」の要領・記入例」を参考として、**本欄面の「要領」【その2】に書き要領から発生した語彙的変化について記入してください。**

なお、この調査では対象項目の発生から中絶処理、さらに最終処分（埋入処分あるいは再生利用）されるまでの一連の流れを把握するため、以下の項目について得られています。

- 専業所でないものを「東国」している場合（訓練修練に該当しない場合があります、調査の対象としていません。）
- 専業所でもなく製造業者・商品店と販売者など異なる場合（リサイクル） ○訓練受給者による立分決定委託している場合は、専業所もしくは訓練施設運営者、商品店と販売者など異なる場合
- 専業所であるものの中国品を製造し輸出している場合 ○訓練受給者による立分決定委託している場合
- 専業所であるものの中国品を製造し国内で販売している場合 ○訓練受給者による立分決定委託している場合

廃棄物分類表

1. 産業廃棄物(特別管理産業廃棄物を除く)

廃棄物の種類	分類番号	具体例
燃え殻	0100	下記以外の燃え殻
焼却灰	0110	石炭灰、廃棄物の焼却灰など【注:可燃ごみなどを自社で焼却処理した場合は、「燃え殻」ではなく、焼却する前の廃棄物の種類で記入】
廃カーボン・活性炭	0120	廃カーボン、廃活性炭など
汚泥(泥状のもの)	0200	下記以外の汚泥
有機性汚泥	0210	製紙スラッジ、ビルビット汚泥、余剰汚泥、糊かす、うるしかすなど
無機性汚泥	0220	めっき汚泥、凝集沈澱汚泥、洗車汚泥、その他泥状の無機性廃棄物
廃油	0300	下記以外の廃油
一般廃油	0310	他に分類されない一般廃油
鉱物性油	0311	エンジンオイル、機械油、グリス、絶縁油、廃塗料(液状)など
動植物性油脂	0312	魚油、鯨油、なたね油、やし油、ひまし油、大豆油、豚脂、牛脂など
廃溶剤	0320	有機化合物を含まない溶剤、アルコール類、ケトン、洗浄油など
固形油	0330	アスファルト、タールピッチ類、固形石けんなど
油でい	0340	油分の含有量が5%以上の汚泥などで直接埋立処分できないもの(タンクスラッジ、オイルスラッジなど)
油付着物	0350	油のしみたウエス、油紙くず、オイルフィルターなど
廃酸	0400	酸性を示す液状物(エッチング廃液、pH2.0以上の塩酸、硫酸など)
写真定着廃液	0401	レントゲン、銀塩写真等の定着廃液(現像液は廃酸)
有機性廃酸	0402	ギ酸、酢酸、シュウ酸、酒石酸、クエン酸など
廃アルカリ	0500	アルカリ性を示す液状物(写真現像液、検査廃液、不凍液など)
写真現像廃液	0501	レントゲン、銀塩写真等の現像廃液(定着液は廃酸)
廃プラスチック類	0600	下記以外の廃プラスチック類
廃タイヤ	0601	廃タイヤ
自動車用プラスチックバンパー	0602	自動車用プラスチックバンパー
廃農業用ビニール	0603	廃農業用ビニール(ビニールハウス、畝のマルチング用ビニル)
プラスチック製廃容器包装	0604	プラスチック製廃容器包装
発泡スチロール	0605	発泡スチロール
発泡ウレタン	0606	発泡ウレタン
発泡ポリスチレン	0607	発泡ポリスチレン
塩化ビニル製建設資材	0608	塩化ビニル製建設資材
バイオマス廃プラスチック	0615	石油などの化学資源からではなく、生物資源(バイオマス)から作られたプラスチック
石綿含有物(普通産廃)	2430	石綿の含有量が0.1%を超えるもの(ビニル床タイルなど)
紙くず	0700	紙・紙加工品製造業、製本業等から排出される紙くず
木くず	0800	木材・木製品製造業、パルプ製造業等から排出される木くず
パレット	0820	パレット
繊維くず(天然繊維くず)	0900	綿、絹、羊毛等の繊維製品製造業から排出される天然繊維くず【注:合成繊維は廃プラ類に該当します。】
動植物性残さ	1000	食料品製造業等から排出される、原料として使用した動植物に係る固形状の不要物
動物系固形不要物	4000	と畜場、食鳥処理場から排出される食鳥に係る固形状の不要物
ゴムくず(天然ゴムくず)	1100	天然ゴムくず【注:合成ゴムは廃プラ類に該当】
金属くず	1200	鉄鋼または非鉄金属の破片、研磨くず、切削くずなど
鉄くず	1210	鉄くず
非鉄金属くず	1220	非鉄金属くず
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	1300	下記以外のガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず
ガラスくず	1310	窓ガラス、びん類、ガラスウールガラス製品くず、白熱電球【蛍光灯は廃電気機械器具に該当】など
陶磁器くず	1320	セラミックくず、レンガ、瓦、陶器など
コンクリートくず(がれき類を除く)	1321	コンクリート製品のくず、コンクリートがら、戻りコンクリートなど
石膏ボード	1322	石膏ボードくず
石綿含有物(普通産廃)	2420	石綿の含有量が0.1%を超えるもの(スレート板、パーライト板、石綿セメント円筒など)

鉱さい	1400	鑄物砂、不良鉱石、サンドブラスト産砂、キューポラのノロなど
スラブ	1401	高炉・転炉・電気炉等の残さ
がれき類	1500	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片など
コンクリート破片	1501	コンクリート破片
アスファルト・コンクリート破片	1502	アスファルト・コンクリート破片
石綿含有物(普通産廃)	2440	石綿の含有量が0.1%を超えるもの
動物のふん尿	1600	畜産農業から排出されるもの
動物の死体	1700	畜産農業から排出されるもの
ばいじん	1800	大気汚染防止法第2条第2項のばい煙発生施設及び汚泥、廃油等の産業廃棄物の焼却施設の集じん施設で回収したもの
混合廃棄物	2000	
安定型混合廃棄物	2010	安定型産業廃棄物(廃プラ、金属くず、ガラスくずなど)が混在してるもの
管理型混合廃棄物	2020	安定型産業廃棄物以外の産業廃棄物が混在しているもの
石綿含有物(普通産廃)	2410	石綿の含有量が0.1%を超えるものが混在しているもの
シュレッダーダスト	2300	廃電気機器危惧の破砕物
廃自動車	3000	自動車リサイクル法の対象外の廃自動車(ダンプ、ブルドーザー等)
使用済み自動車	3001	自動車リサイクル法による使用済み自動車
廃二輪車	3010	廃バイク、廃自転車
水銀使用製品産業廃棄物	3810	水銀電池、水銀体温計、蛍光灯、HIDランプ、水銀の製剤等
水銀含有ばいじん等	3820	ばいじん、燃え殻、汚泥、鉱さいのうち、水銀を15mg/kgを超えて含有するもの、もしくは廃酸、廃アルカリのうち、水銀を15mg/Lを超えて含有するもの。(特別管理産業廃棄物以外)
廃電気機械器具	3100	家電リサイクル法の対象機器を除く廃電気機械器具
廃電池類	3500	廃電池、廃バッテリーなど

2. 特別管理産業廃棄物

廃棄物の種類	分類番号	具体例
廃油	7000	揮発油類、灯油類、軽油類の燃えやすい廃油
廃酸	7100	pH2.0以下の酸性廃液
廃アルカリ	7200	pH12.5以上のアルカリ性廃液
感染性産業廃棄物	7300	血液や体液、病原性微生物等が付着したガーゼ、注射器、手袋、衣類等
特定有害産業廃棄物	7400	
廃石綿等(飛散性)	7421	吹き付け石綿、石綿含有保温材、大気汚染防止法の特定粉じん発生施設を有する事業場の集じん装置で集められた飛散性の石綿など
廃水銀等	7430	廃水銀、廃水銀化合物等
指定下水汚泥	7422	下水道法施行令第13条の4の規定により指定された汚泥
鉱さい(有害物質を含む)	7423	基準値を超える有害物質を含む鉱さい
燃え殻(有害物質を含む)	7424	基準値を超える有害物質を含む燃え殻
廃油(有害物質を含む)	7425	基準値を超える有害物質を含む廃油・廃溶剤
汚泥(有害物質を含む)	7426	基準値を超える有害物質を含む汚泥
廃酸(有害物質を含む)	7427	基準値を超える有害物質を含む廃酸
廃アルカリ(有害物質を含む)	7428	基準値を超える有害物質を含む廃アルカリ
ばいじん(有害物質を含む)	7429	基準値を超える有害物質を含むばいじん
廃PCB・PCB廃棄物	7801	廃PCB、PCB使用電気機器、PCB汚染物など
微量PCB含有廃棄物	7802	微量PCB含有廃棄物、低濃度PCB使用電機機器(蛍光灯安定器など)

4 三重県の食ロス関連施策

食品製造業、飲食料品卸売業、飲食料品小売業、宿泊業、飲食サービス業、医療、福祉のうち、食料品を取り扱っている事業者の方、自社で食事の提供を行っている（社員食堂などを外注している場合を除く）事業者の方のみ、下記の食ロス関連の項目もご回答ください。

(1) 食品ロスの発生状況
事業所からの食品ロスの発生状況およびその理由について、それぞれあてはまるものにQを付けてください。

項目	発生している	発生していない
事業所からの食品ロスの発生状況		
●発生している場合、その理由		
ア. 期日を過ぎたことで販売できなくなった	エ. 包装の傷・へこみにより販売できなくなった	
イ. 在庫・生産過剰のため		
ウ. 顧客や利用者、患者等の食べ残し	オ. 不可食部分を取り除く際に発生した可食部分	
	カ. その他（ ）	

(2) 食品ロス対策の取組状況

(1) で「発生している」と回答した方は、食品ロス対策の取組状況およびその内容について、それぞれあてはまるものにQを付けてください。

項目	取り組んでいる (取り組む予定)	取り組んでいない (予定はない)
事業所における食品ロス対策の取組状況		
●取り組んでいる場合、その内容		
ア. 荷習慣等の見直し	ク. 需要予測の精度向上	
イ. 賞味期限表示の見直し	ケ. 小容量製品・小盛りメニューの販売	
ウ. セット商品のバラ売り	コ. 賞味期限附近の食品の値引き販売	
エ. 食品ロス削減について従業員への啓発	サ. 調理ロス削減の工夫	
オ. 食べ残りの呼びかけ	シ. 食べ残しの持ち帰り対応	
カ. 余剰食品のフードバンク団体等への寄付	ス. その他（ ）	
キ. 賞味期限附近の食品を買取可能な業者に販売		
●取り組んでいない場合、その理由		
ア. 品質管理が難しい	オ. どのように取り組めばよいかわからない	
イ. コストがかかる	カ. 取り組む必要性がわからない	
ウ. 消費者の意識の問題	キ. その他（ ）	
エ. 社内体制の整備が難しい		

5 三重県の産業廃棄物に関する施策全般

三重県の産業廃棄物に関する施策全般についてご意見がありましたら、ご記入ください。

アンケートは以上になります。ご協力ありがとうございました。

廃棄物に関する意識調査票

(排出事業者対象)

調査票番号

本調査票も、排出量調査票と併せてご返送ください。

県として廃棄物の発生抑制や循環利用を促進していくために、以下のアンケートにご協力願います。なお、いただいた回答につきましては個別での公表はせず、三重県循環型社会形成推進計画策定の資料として活用させていただきたく予定です。

1 産業廃棄物の3R+Rへの取組等

(1) 取組の状況

貴事業所において、産業廃棄物の発生抑制やリサイクルにどのように取り組んでいますか。以下の取組内容ごとに、それぞれ実施状況としてあてはまるものにQを付けてください。

取組内容	実施状況		
	実施中	実施を検討中	未実施
総合的取組事項			検討中の課題や未実施の理由 (ア～コから選択)
	長寿命化やリサイクルを考慮した製品等の設計・開発		
	ISOやM-EMSなどの環境マネジメントシステムの導入		
	廃棄物や環境担当の専門部署を設置し、全社的取組の推進		
	発生抑制・減量化・リサイクル等の目標値を設定する等、計画の策定		
リデュース	製造工程等の改善や原材料の転換による、廃棄物の減量化		
	廃棄物を自社の処理施設で減量化		
リユース	発生した不要物（副生成物や不適合品等）を自社で有効利用		
	発生した不要物を他社に有償売却（廃棄物処理委託ではない）		
リサイクル	廃棄物を自社の処理施設で再資源化した後、自社で利用または有償売却		
	廃棄物を自社で燃料として利用し、発電・熱回収を実施		
	リサイクルが可能な処理業者を選定して、廃棄物処理委託		
	リサイクルを考慮して、自社内での廃棄物の分別を徹底		

●検討中の課題や、実施していない理由（該当するものすべてをお選びください）

- ア. 廃棄物が非常に少なく対策の必要がない
- イ. 取引できる業者が近くにない
- ウ. 人材の余裕がない
- エ. 品質に影響が出る
- オ. 必要性を感じない
- カ. 技術的、物理的に困難である
- キ. 知識、情報が不足している
- ク. コストがかかる
- ケ. 製品等の安定供給ができない
- コ. その他

取組内容		実施状況		
		実施中	実施を検討中	未実施
リ	製造原材料の一部を再生品にする等、再生資源等の利用			
ニ				
ユ	プラスチックなどの包装材料・梱包材の削減や廃止			
ー				
ア	(取組内容を自由記載)			
プ				
ル				
そ				
の				
他				
●検討中の課題や、実施していない理由（該当するものすべてをお選びください）				
ア、廃棄物が非常に少なく対策の必要がない				
イ、取引できる業者が近くにない				
ウ、人材の余裕がない				
エ、品質に影響が出る				
オ、必要性を感じない				
カ、技術的、物理的に困難である				
キ、知識、情報が不足している				
ク、コストがかかる				
ケ、製品等の安定供給ができない				
コ、その他				

2 産業廃棄物の処理委託状況について

(1) 処理業者の選定
産業廃棄物処理業者（中間処理・最終処分）の選定にあたって、次の項目をどの程度重視していますか。下表の項目ごとに、それぞれあてはまるものに○を付けてください。

項目	特に重視している	やや重視している	あまり重視していない
会社情報（法人の事業内容、履歴、財務状況）			
処理料金の設定			
処理業者までの距離（三重県内の事業者を優先）			
マテリアルリサイクル等、高度なりサイクルが可能な業者			
カーボンニュートラル等、環境への取組状況			
優良産業廃棄物処理業者の認定業者			
電子マニフェストの利用が可能			
その他（上記以外に重視している事項があれば記載して下さい）			

(2) 産業廃棄物処理体制の整備
県内の産業廃棄物処理施設の整備状況について、各項目ごとに、それぞれあてはまるものに○を付けてください。

項目	十分である	やや不足している	不足している	意見なし
再資源化が可能な処理施設				
発電・熱回収が可能な処理施設				
最終処分場（管理型、安定型立立）				
災害に強い産業廃棄物の処理体制				
その他（上記以外に不足していると感じる事項があれば記載してください）				

3 三重県の廃棄物関連施策

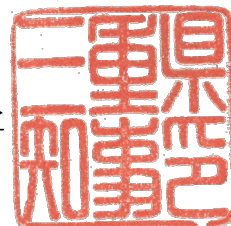
今後、県が行うべき廃棄物施策と思われる施策は何ですか。各項目ごとに、それぞれ県が実施する必要性としてあてはまるものに○を付けてください。

項目	重要である	やや重要である	あまり重要ではない
産業廃棄物※の用途	産業廃棄物の発生抑制やリサイクル技術の開発に 対する補助金の拡充		
	県内の産業廃棄物処理業者におけるリサイクルや 熱回収を行う施設整備等に対する支援		
	企業の産業廃棄物の発生や処理について、イン ターネットで情報を交換できるような環境整備		
	県内で発生している産業廃棄物に対するリサイク ル技術の研究開発、または県内企業との共同研究		
	再生資源の購入費用に対する補助金		
	焼却施設や最終処分場の周辺を住み良く整備する 事業		
	セミナー等による情報提供		
	災害に強い産業廃棄物処理施設の体制整備		
	環境に配慮した高度な処理施設の整備促進		
	優良な産業廃棄物処理業者の育成		
全体の施策	廃棄物処理業者への立入による必要な指導		
	不適正処理、不法投棄に対する監視強化		
(その他実施すべきと考ええる事業があれば具体的に記載してください)			

※ 産業廃棄物税とは、三重県内の産業廃棄物の最終処分場や中間処理施設に産業廃棄物を搬入する事業者の皆様に納めていただく税（年間1,000 t以上の事業所が対象）です。産業廃棄物税は、産業廃棄物関連施策の財源として活用されています。

廃棄物処理事業者 様

三重県知事 一見 勝之



三重県産業廃棄物実態調査の実施について（依頼）

平素は三重県の廃棄物行政の推進にご理解、ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

本県では、令和元年度、事業者の皆様のご協力のもと産業廃棄物実態調査を実施し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき三重県循環型社会形成推進計画を策定し、循環型社会の実現をめざした廃棄物施策等について取組を進めているところです。

今般、その後の社会情勢の変化や、産業廃棄物を取り巻く現状を踏まえ、次期計画を策定する必要があることから、産業廃棄物に関する実態調査を実施いたします。つきましては、ご多忙の折恐縮ではございますが、本調査の趣旨をご理解いただき、調査にご協力いただきますようお願いいたします。

ご回答いただいた内容を元に作成する集計結果において、企業名等が特定される形で公表されることはありません。また、集計結果を次期計画策定の資料として活用するとともに、個人情報については適切に取り扱います。

なお、本調査は、帝人エコ・サイエンス株式会社茨木事業所に委託しております。お問い合わせやご回答については、下記によりご対応のほど、よろしくお願いいたします。

記

1. 調査内容

貴事業所における意識調査

2. 回答期間

令和6年10月18日（金）まで

3. 回答方法

下記のいずれかの方法によりご回答ください。

1. 専用WEBサイトによる直接入力

URL : <https://www17.webcas.net/form/pub/teijin-eco/sanpai02>

2. 電子メールにて調査票の回答を添付送信

調査票ダウンロードURL : https://www.teijin-eco.jp/product/consultant/mie_sanpai.html

送付先アドレス : sanpai@teijin.co.jp

帝人エコサイエンス 三重県

検索

3. 郵送にて調査票の回答を送付

調査票に直接記入いただき、同封しております返信用封筒にてご返送ください。

（調査票も同封しておりますが、様式は上記URLからダウンロードすることも可能です）

4. 調査に関する問い合わせ

帝人エコ・サイエンス株式会社 三重県産業廃棄物実態調査担当

TEL（フリーダイヤル）：0120-296-425

調査主体：三重県環境生活部環境共生局

資源循環推進課

委託機関：帝人エコ・サイエンス株式会社

三重県産業廃棄物実態調査担当

4 三重県の廃棄物関連施策

今後、県が行うべき廃棄物施策と思われる施策は何ですか。各項目ごとに、それぞれ県が実施する必要性として^アはまるものに○を付けてください。

項目	重要である	やや重要である	あまり重要ではない
産業廃棄物の発生抑制やリサイクル技術の開発に対する補助金の拡充			
許可申請、届出等の電子化対応			
セミナー等による情報提供			
環境に配慮した高度な処理施設の整備促進			
県内の産業廃棄物処理業者におけるリサイクルや熱回収を行う施設整備等に対する支援			
焼却施設や最終処分場の周辺を住み良く整備する事業			
災害に強い産業廃棄物処理施設の体制整備			
優良な産業廃棄物処理業者の育成			
廃棄物処理業者への立入による必要な指導			
不適正処理、不法投棄に対する監視強化			
カーボンニュートラル等、環境関連の取組への支援			
廃棄物処理に係るDX推進への支援			
企業の産業廃棄物の発生や処理について、インターネットで情報を交換できるような環境整備			
県内で発生している産業廃棄物に対するリサイクル技術の研究開発、または県内企業との共同研究			
再生資源の購入費用に対する補助金			
(その他実施すべきと考える事業があれば具体的に記載してください)			

三重県の産業廃棄物に関する施策についてご意見がありましたら、ご記入ください。

アンケートは以上になります。ご協力ありがとうございました。

廃棄物処理の今後の取組に関する調査票

(廃棄物処理業者対象)

調査票番号

県として廃棄物の発生抑制や循環利用を促進していくために、以下のアンケートにご協力願います。なお、いただいた回答につきましては個別での公表はせず、三重県循環型社会形成推進計画策定の資料として活用させていただきます。

1 今後の廃棄物処理事業について

(1) 取組の方向
貴社における廃棄物処理事業の取組実施状況について、以下の項目のうち、それぞれあてはまるものに○を付けてください。

今後の取組方向		実施状況		
		実施中	実施を検討中	未実施
総 合	優良認定取得や電子マニフェストなど適正処理の取組を進める			検討中の課題や未実施の理由(ア〜ケから選択)
	災害に強い処理体制をつくる			
	カーボンニュートラル等、環境関連の取組を進める			
	社内のDX推進を進める			
処 理 施 設	プラスチックの再生利用のための施設整備を進める			
	バイオマス系（堆肥化、飼料化、木質バイオマス燃料化等）の施設整備を進める			
	上記以外の再生利用のための施設整備を進める			
	発電・熱回収を行う施設の整備を進める			
情 報 公 開	環境に配慮した高度な処理施設を整備する			
	カーボンニュートラル等、環境関連の取組内容を公表する			
	マテリアルリサイクル等、高度なリサイクルの取組内容を公表する			
	発電・熱回収の取組状況を公表する			
運 搬	環境性能の高い運搬車両の導入			
	運搬頻度やルートの一最適化による環境負荷の低減			
●検討中の課題や、実施していない理由（該当するものすべてをお選びください） ア. 技術的、物理的に困難である イ. コストがかかる ウ. 相談できる窓口がない エ. 既存の廃棄物処理に影響が出る オ. 取引先の需要がない カ. 知識、情報が不足している キ. 人材の余裕がない ク. 必要性を感じない ケ. その他				

